

日本の竹島＝独島放棄と領土編入

朴炳涉

はじめに

サッカーワールドカップの日韓共催を迎え、両国は「日韓国民交流年」を築きつつあるが、その両国にトゲのようにささった懸案問題がある。五〇年たっても解決できない竹島＝独島問題である。この島の所属をめぐる、両国はたびたび摩擦を引きおこし、一九五三年には銃撃事件に発展するほどであった。

最近では九五年、韓国が「独島は歴史的にも国際法上も韓国固有の領土」として竹島＝独島に埠頭を建設したのが引き金になって両国の応酬が始まった。日本の当時の池田行彦外務大臣がこれに抗議したのを皮切りに、それを受けた韓国は当時の金泳三大統領が「日本側の領土主張の妄言は容認できない。断固として対処してゆく」と強く反発し、両国に緊張をもたらした。

このように竹島＝独島問題は事あるごとに両国で騒動の火種になり、そのたびに理屈抜きの民族感情が先走り、問題の解決をますます困難にしてきた。そうした悪循環を絶つには何よりも冷静な対処および問題の根源への学

術的取り組みが望まれる。その取り組みであるが、韓国では「独島学会」が結成され組織的に取り組みが行われているのにたいし、日本では組織的な取り組みがなされているとはいいがたい。

そうしたことの反映か、日本では往々にして同島の歴史的な重大事件が伏せられたまま偏った議論がなされる場合が多い。伏せられた史実の典型例は、明治時代における竹島シコト独島の放棄である。後に詳述するように、一八七七（明治十）年、日本の最高国家機関たる太政官は竹島シコト独島を版図外とする指令を発したが、多くの刊行物ではこれに一言半句も言及していないのが現状である。その代表例が元外務省調査官・川上健三の著書「竹島の歴史地理学的研究」である。この本は日本における竹島シコト独島問題の理論的支柱になったくらい大きな影響力を持つ図書であるが、この書ではなぜか重要な太政官指令の記述が脱落している。そのため、この本をベースにしている論議は首をかしげるような結論を出しがちである。たとえば、外務省の外交青書は毎年のように「竹島は、歴史的事実に照らしても国際法上も明らかに日本の固有領土であり、このような日本の立場は一貫している」と記述している。しかし「固有領土」の主張は、すくなくとも明治時代に竹島シコト独島を版図外にした事実と矛盾している。

こうした外交青書などの記述に疑問をもった筆者は、インターネット上で竹島シコト独島問題について多くの人と議論を重ねてきた。それらをもとに、本稿では江戸、明治時代を中心に日本の竹島シコト独島領有放棄と領土編入の過程を日本の資料を中心にまとめてみた。

一 江戸時代の「竹島一件」

現在の竹島シコト独島が記述された日本の古い文献は、一六六七年に編纂された出雲藩士斎藤豊仙の「隠州視聽合記」が初出である。それ以降の記録によると現在の竹島シコト独島は江戸時代を通じて松島とよばれた。同様に鬱陵

島は竹島あるいは磯竹島とよばれた。島根県隠岐の沖合にあるこの二島は、明治時代末期にお互いの島名が入れ替わるなど、相当な混乱を呈してきた。整理のために島名の変遷を書くとき次のようになる。

鬱陵島 江戸時代―竹島、まれに磯竹島。明治時代―竹島および松島を混用。一九〇五年以降は次第に鬱陵島。

竹島＝独島 江戸時代―松島。明治時代（一九〇五年以前）―松島あるいはリアンコールト、リアンクール、リヤンコ、ホルネットなどを混用。一九〇五年以後―竹島。

この稿における両島の呼び名であるが、史料との関連を重視して各時代の島名をそのまま使用することにする。ただし混乱を避けるため、現在の島名を適宜カッコ内に補足する。

古来、松島、竹島の両島は、天候などの条件さえよければお互いに望見できることもあって歴史的に密接な関係にあった。松島の名前からして、松の木どころか一本の木もない岩嶼にもかかわらず江戸時代にそう呼ばれたのは、竹島と一対になっているという意識のゆえであろう。そうした意識にもとづく表現は諸史料で散見される。その典拠例は明治時代における内務省の文書や太政官指令である。そこでは松島（竹島＝独島）は竹島（鬱陵島）とひとくくりに「竹島外一島」と表現され、一緒に版図外として放棄された。このように、松島は歴史的に竹島と密接な関係にあるので、まずは日朝関係史における竹島の重要事件からみることにする。

元禄時代、竹島（鬱陵島）をめぐる、日本と朝鮮の間に領土紛争、いわゆる「竹島一件」が生じた。これは元禄時代に竹島の領有をめぐる七七年間にわたり両国間で争われた外交案件である。この交渉結果が明治時代になって「竹島外一島」の放棄に決定的な影響を与えた。

事件の発端は、一六九二（元禄五）年、江戸幕府の渡海免許を受けて竹島に出漁した大谷、村川家が同島で朝鮮人と遭遇したことから始まった。このとき、両家は人数のうえで劣勢だったので早々に引き揚げて鳥取藩に報告した。この処理をめぐって鳥取藩から対処方法を問われた幕府は、すでに朝鮮人が竹島から退去したとすれば「何の構えも無之」と回答をして、特に問題にしなかった。

翌年も両家が竹島へ行くことややはり朝鮮人が来島していた。そこで二名の朝鮮人を米子へ連行して帰った。ひとは後年、鬱陵島、子山島（于山島）は朝鮮領であると訴えるため日本を来訪した安龍福であった。

報告をうけた鳥取藩は幕府に朝鮮人が来島しないよう朝鮮に申し入れをするよう要請した。幕府は、対朝鮮交渉の窓口であった対馬藩の宗氏をつうじて朝鮮人の竹島への出漁禁止を朝鮮に申し入れ、両国の領土をめぐる外交交渉が本格的に始まった。

日本の申し入れにたいし、朝鮮は日本との友好を重んじ、穏便に解決をはかる方針で交渉に臨んだ。しかし、交渉が長引く間に朝鮮の方は領議政が替わり、交渉方針を強硬姿勢に転じた。九五年、竹島はすなわち鬱陵島であり朝鮮領に属するとした次のような趣旨の返書を対馬藩へ送った。

「我国の江原道蔚珍県に属島があり、鬱陵島という。東海にあり風濤が危険で船の便がなかったので、住民を移して空島にした。そして時々役人を派遣して調査させていた。

このたび我が漁民が島に行ってみたところ、貴国人が越境侵犯して島に来て、逆に我が漁民二人を捕らえて江戸に送った。

幸いに貴国の將軍は事情を察し、厚いもてなしをした上で送り返してくれた。交隣の情が厚いことはほんとうに感激の至りである。しかしながら、我が漁民が獺をしていたところは、もともと朝鮮の領土である鬱陵島であり、竹を産するので竹島といわれており、一島二名である。

鬱陵島については、ただに朝鮮の書籍に見られるだけでなく、貴国日本の人も知っている。それにもかかわらず、書中で竹島は日本領であり、朝鮮の漁船の往来を禁止しようとして、日本人が我が朝鮮の領土を侵犯したことを問題にしないで、逆に我が漁民を拘束したことは間違っており、誠信の道に欠けるところがあると思う。

深く望むことは、この意向を江戸の幕府に報告し、日本辺海の人が鬱陵島に渡海して再び事件が起こらないように命じてほしい」

この回答を受けて幕府は竹島（鬱陵島）の本格的な検討を始めた。老中・阿部豊後守は鳥取藩にたいし、七か条からなる質問「御尋の御書付」を問い合わせた。そのなかで注目される質問は「因州 伯州え付候竹嶋はいつの此より両国え附属候哉」「竹嶋の外両国え附属の嶋有之候哉」の二点である。幕府は、竹島が鳥取藩付属であると思ひこんでいたようである。また、幕府は竹島以外に因幡、伯耆両国所屬の島が存在するかどうか尋ねたが、これはとりもなおさず当時の幕府は松島（竹島＝独島）の存在を認識していなかったことを示している。大谷家の記録によると同家は幕府の許可を得て松島の開発も行ったとされているが、そうした渡海許可の公文書は見当たらないうえに元禄時代の幕府が松島を認識していないようなので、幕府は松島渡海許可の公文書を発行しなかったと考えられる。

幕府の質問に対して鳥取藩は「竹嶋は因幡 伯耆附属にては無御座候」「竹嶋松嶋其外両国え附属の嶋無御座候」と明言し、竹島、松島は自藩領ではないと回答した。幕府は、鳥取藩が竹島は自藩領でないと回答したことや、その島に日本人が住んでいないこと、さらに地理的に因幡からよりは朝鮮からの方が近いことなどを考慮し、同島はかつて朝鮮領であったことは明らかであると判断した。このとき「兵威」を用いて竹島を日本領にする案もあったが、結局は竹島を放棄した。九六（元禄九）年一月二十八日、竹島を「無用の小島」と断じて鳥取藩に

同島への渡海禁止を申しわたした。この決定は、対馬藩を通じて朝鮮へ伝えられ、竹島一件は終結した。

その際、幕府は松島（竹島Ⅱ独島）については何も言及しなかったが、幕府決定における鳥取藩回答書の役割から見て、幕府は松島も暗に放棄したものと思われる。それを示すかのように、後述するが徳川幕府の官撰地図に松島、竹島はともに記載されなかったし、後の明治政府の認識も幕府は松島、竹島を同時に版図外にしたものとみなしている。なお、竹島渡航禁止以後、独自の経済的価値のない松島だけのために渡航することは幕末まですっかりなくなっていた。⁽⁸⁾

さて、すでに幕府の竹島渡海禁止令が出された一六九六年六月、その三年前に日本へ連行されたことのある安龍福（安同知）は、鬱陵島および子山島は朝鮮領であると訴えるため隠岐を経て伯耆へやって来た。安は日本へ来たとき、船に「朝鬱両島 監税将臣 安同知 騎」と墨書した旗をかかげた。これは日本では「朝鬱両島ハ鬱陵島 日本ニテ是ヲ竹島ト称ス 子山島 日本ニテ松島ト呼フ」と理解された。⁽⁹⁾ 安の訴えは竹島一件をめぐる外交交渉自体にはほとんど影響を与えなかったが、安の言動は結果的に今日の竹島Ⅱ独島問題に大きな影響を与えた。それは、日本でいう当時の竹島は朝鮮の鬱陵島、松島は子山島という認識を日本および朝鮮政府に定着させたことによる。たとえば、後述するように日本で明治時代「松島開拓」問題が起きた時、外務省の田邊局長は「聞ク松島ハ……子山ナリ」と記した。朝鮮でも「増補文献備考」は「鬱陵 于山 皆于山國地 于山則倭所謂松島也」と記録した。子山島は子山島を指す。

こうした安龍福の活動や竹島一件の結果、松島、竹島の一对の島は朝鮮領と認識されるようになった。そのため、江戸時代の代表的な地図はほとんど松島、竹島を日本の領土外として扱った。官撰地図でいえば伊能忠敬の「日本輿地図彙」や「日本国地理測量之図」「伊能小図」などはすべて松島、竹島を記載していない。⁽¹⁰⁾ 換言すれば、多くある伊能忠敬の地図で松島、竹島を描いた地図は一枚も知られていない。同様に徳川幕府が幕末に伊能忠敬

の日本全図や間宮林蔵の測量図をもとに唯一出版した木版画の官撰地図「官板実測日本地圖」にも松島、竹島は記入されなかった。¹¹⁾

一方、民間発行の地図では、十七世紀前半に徳川幕府が最初に作成した日本図を写したと思われる「扶桑国都水陸地理図」にも松島、竹島は記載されなかった。¹²⁾ また、一七二二年以来たびたび発刊され、江戸時代中期を代表する地図である石川流宣の「大日本国大絵図」にも松島、竹島は記載されなかった。¹³⁾ さらに、江戸時代後期を代表する地図としては、一七七八(安永七)年に官許を得て半世紀にわたりたびたび発刊された長久保赤水の日本地図があげられる。この地図は、日本領を色分けするに際して松島、竹島を朝鮮領同様に無着色のままにした。たとえば、初期の安永八(一七七九)年「改正日本輿地路程全圖」¹⁴⁾ や、晩期の天保四(一八三三)年「新刻日本輿地路程全圖」¹⁵⁾ などである。これらは幕府の官許を得ているので準官撰地図といえるが、そこにおいて松島、竹島の両島は朝鮮領と認識されていたと見なされる。

二 明治時代における松島、竹島放棄

明治政府は成立早々の一八六九(明治二)年十二月、朝鮮の内情を調査するため、外務省高官の左田白茅、森山茂、斉藤栄らを朝鮮に派遣した。左田らはその翌年、報告書「朝鮮国交際始末内探書」を提出したが、そのなかで松島、竹島が朝鮮付属になったとして、こう記した。

竹島 松島 朝鮮附属ニ相成候始末

此儀ハ 松島ハ竹島ノ隣島ニシテ松島ノ儀ニ付 是迄掲載セシ書留モ無之 竹島ノ儀ニ付テハ元禄度後ハ暫クノ間 朝鮮ヨリ居留ノ為差遣シ置候処 当時ハ以前ノ如ク無人ト相成 竹木又ハ竹ヨリ太キ葭ヲ産シ 人參等

文中にある松島、竹島の比定であるが、明治二年ころはまだ欧米の誤った地図が日本で普及し始める前なので、両島は古来の松島と竹島、すなわち現在の竹島Ⅱ独島と鬱陵島をさしているともみてよい。外務省がこのように松島、竹島を朝鮮領と認識していたのは、文中の語句「元祿」からみて、元祿時代における竹島一件の解決結果を確認したとみられる。竹島一件自体は松島に言及しなかつたにもかかわらず、報告書が松島をわざわざ追加したのは、松島、竹島は一对であるという認識が強く、両島は不可分であるとみたからであろう。

同様の認識は、一八七七（明治十）年に松島、竹島を版図外とした太政官指令にもみられる。指令の端緒になつたのは、島根県から内務省に提出された伺い書「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」であった。これは島根県が内務省地理寮からの地籍編纂伺いに回答するために作成した伺い書であった。その際、島根県は独自に鳥取藩の古文書や大谷、村川両家の記録など松島、竹島関連の資料を付属文書として添付し、伺い書を内務省宛に七六年十月提出した。その付属文書で松島、竹島はこう記述された。

「磯竹島 一二竹島ト稱ス 隠岐國ノ乾位 一百二拾里許ニ在リ 周回凡十里許 山峻險ニシテ平地少シ 川三條 在リ 又瀑布アリ……次ニ一島アリ 松島ト呼フ 周回三十町許 竹島ト同一線路ニ在リ 隠岐ヲ距ル八拾里許 樹竹稀ナリ 亦魚獸ヲ産ス……」¹⁷

この頃になると、松島、竹島の位置を誤って記入した欧米の地図が日本に入るようになり混乱が起き始めたので、付属書に書かれた松島、竹島がどこを指すのかは検討する必要がある。文中に書かれた島の位置関係を整理すると左記のようになる。

隠岐 一(八〇里) 一 松島 一(四〇里) 一 竹島

ここに記載された島同士の間隔は、欧米の地図に影響されていない江戸時代の松島、竹島を記した他の史料ともよく合致する。また、島同士の相対的な距離関係や島の大きさや様子などが現在の竹島、独島および鬱陵島に大筋で合致するし、隠岐の沖合に上記の距離くらい隔たった島は明らかに鬱陵島と竹島、独島の二島しか存在しない。したがって、伺い書で「外一島」と記載された松島は現在の竹島、独島をさしている。

伺い書を受理した内務省は、島根県からの付属資料に加え、独自に徳川幕府の史料を調査した。その中心は竹島一件に関する日本と朝鮮との交渉記録が主であった。内務省はそれらを十分検討した結果、竹島外一島は本邦に関係ないとの結論をだした。そのうえさらに「版圖之取捨ハ重大之事件」との認識から、一八七七(明治十)年三月、慎重に太政官へ伺い書「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」を提出した。これは太政官調査局で審査された結果、内務省の結論がそのまま認められ、次の指令案が同局で起草された。

明治十年三月二十日

大臣

本局

参議

御輔

別紙内務省伺日本海内竹島外一島地籍編纂之件 右ハ元禄五年 朝鮮人入嶋以来 旧政府 該國ト往復之末 遂ニ本邦關係無之相聞候段 申立候上ハ伺之趣御聞置 左之通 御指令相成可然哉 此段相伺候也

御指令按

伺之趣 書面 竹島外一嶋之義 本邦關係無之義ト可相心得事¹⁹

この文書は明治政府内で稟議に回され、右大臣・岩倉具視、参議・大隈重信、同じく寺島宗則、大木喬任らにより承認、捺印された。これにもとづき、タイトル「三月二十九日 日本海内竹島外一島ヲ版圖外ト定ム」で始まる太政官の指令が内務省に伝達された。さらに内務省から四月九日付けで島根県に伝えられ、現地でもこの問題に決着がつけられた。この結果、当時の日本の最高国家機関たる太政官は内務省が上申したとおり、松島、竹島をセツトにする理解にもとづいて、両島を日本領でないと公的に宣言したのであった。

三 島名の混乱と「松島」開拓願い

元禄時代の竹島渡海禁止令以降、日本から松島、竹島への渡航は密漁などをのぞき途絶えたので、次第に両島の所在があいまいになりだした。明治時代、文明開化で日本が欧米文化を積極的に取り入れるようになる、両島に関する欧米の間違った地図が流入するようになり、ついには松島、竹島の島名すら混乱する事態に発展した。混乱の遠因は、一七八九年、イギリスの探検家コルネットが鬱陵島の位置を本来より朝鮮寄りに見誤ったことであつた。コルネットはそれをアルゴノート島と名づけたが、この誤った知識にもとづき作成された地図がのちに日本に混乱をもたらした。正しい鬱陵島の位置は、欧米では一七八七年にフランスの軍艦バルラダ号により確認されており、確認者にちなんでダジュレー島と命名されていた。結果的にひとつの島が二島と認識され、ふたつの名前がつけられてしまった。やがて、アルゴノート島は存在しないことがロシアの軍艦バルラダ号により一八五四年に確認された。この確認に、じつに六五年もの歳月がかかったのである。絶海にある無人島の正確な位置の確認は、十九世紀なかばになつても容易ではなかつた。

アルゴノート島が存在しないことが確認される前、日本になじみの深いシーボルトはそれらを別々の島と考え、あわせて古来の日本地図を参照し、朝鮮寄りとされた架空の島を「Takasima I. Argonaute」、本来の竹島(鬱陵

島)を「Matusima I. Dagelet」と記入した誤りの地図を一八四〇年に作成した。当時、欧米の地図で竹島＝独島はまだ知られていなかったため、シーボルトの比定はやむを得ない面もあったが、この誤りが島名の混乱に拍車をかけた。

一方、竹島＝独島が欧米で知られるようになったのは、一八四九年、フランスの捕鯨船リアンクール号による確認が最初であった。ついで、一八五五年、イギリスのホーネット号によっても確認された。これから同島は、のちにホーネットとカリアンコールト、リアンクール、リヤンコなどと呼ばれるようになった。こちらは位置の測定が正確だったのか、別々な島として認識されることはなかった。

こうした知識は、日本遠征をもとに一八五五年に作成されたペリー提督の「日本近域図」やハイネの「中国日本近海図」に反映され、三島(実質は二島)は和訳で「アルゴノート存在せず」「ダジュレーマツシマ」「ホーネット一八五五」と記入された。ここで竹島の名前が松島に入れ替わってしまったが、ペリーたちの情報はまだしも正確なほうで、ほかの欧米地図では架空のアルゴノートが一八九四年ころまで存在し続けたものもあった。

そうしたまちがった欧米の地図に惑わされ、日本でも鬱陵島を松島、架空のアルゴノートを竹島と記入した地図が次第に出回るようになった。そうした地図の一方で、もちろん従来どおり鬱陵島を竹島、竹島＝独島を松島と正しく記した地図も多数存在した。これらは、江戸時代後期を代表する長久保赤水の「日本輿地路程全図」の系統によるものである。ほかにアルゴノートを記載しないものの、欧米式に鬱陵島を松島と記した地図などもあった。以上のような混乱の結果、竹島は鬱陵島を指したり、架空のアルゴノートを指したりまちまちであった。同様に松島は竹島＝独島を指したり、鬱陵島を指したりした。

こうした島名の混乱が始まるなかで、鬱陵島開拓の目的で「松島開拓の議」「松島開拓願」などが外務省に、「竹島渡海之願」が東京府に七六年から七八年にかけて相次いで提出された。このなかで「松島」開拓願を受

けた外務省は、「松島」なる島の所在をめぐって混乱した。記録局長の渡邊洪基は「其松嶋「デラセ」嶋ナル者ハ本来ノ竹嶋即チ蔚陵島ニシテ我松嶋ナル者ハ洋名「ホル子ットロックス」ナルカ如シ」と述べ、開拓願いの松島は古来の竹島（鬱陵島）であり、古来の松島はホルネットロックス（竹島Ⅱ独島）であろうと推測していた。²²一方、公信局長の田邊太一は開拓願いの松島を「朝鮮ノ鬱陵島」と断定し、開拓願いに却下の意見を付した。ただし「聞ク松島ハ我邦人ノ命ゼル名ニシテ其実ハ朝鮮蔚陵島ニ属スル于山ナリ」と述べ、古来の松島は鬱陵島付属の于山島であると理解していたようである。このように、外務省では古来の松島と開拓願いの松島をおおむね見分けていたようだが、誰も確信を持ってない状況であった。それを明確にするため実地調査しようとする意見が根強くあった。しかし、これは朝鮮領を巡視することになり、外交上好ましくないとする田邊太一局長の次のような意見により一時保留となった。

「聞ク松島ハ我邦人ノ命ゼル名ニシテ 其実ハ朝鮮蔚陵島ニ属スル于山ナリ 蔚陵島ノ朝鮮ニ属スルハ旧政府ノ時一葛藤ヲ生シ 文書往復ノ末 永ク証テ我有トセサルヲ約シ載テ両国ノ史ニ在リ 今故ナク人ヲ遣テコレヲ巡視セシム此ヲ他人ノ寶ヲ數フトイフ 況ンヤ隣境ヲ侵越スルニ類シ我ト韓トノ交漸ク緒ニ就クトイヘトモ猜嫌猶未全ク除カサルニ際シ如此一挙ヨリシテ再ヒ一隙ヲ開カン事尤交際家ノ忌ム所ナルベシ」²³

保留になった「松島」の実地調査は、やっと一八八〇年（明治十三）年になって軍艦天城を廻航して行われた。その結果「松島」は元禄時代の竹島、すなわち朝鮮の鬱陵島で日本の版図外であることが判明し、外務省はこう結論づけた。

「明治十三年 天城艦ノ松島ニ廻航スルニ及ヒ 其地ニ至リ 測量シ始テ松島ハ鬱陵島ニシテ 其他竹島ナル者

ハ一個ノ岩石タルニ過キササルヲ知り事始テ了然タリ然ルトキ今日ノ松島ハ即チ元祿十二年稱スル所ノ竹島ニシテ古來我版圖外ノ地タルヤ知ルヘシ^(註)」

報告書で竹島は鬱陵島近辺の「岩石」にされてしまったが、これを契機に日本で鬱陵島が公文書でも次第に松島と称されるようになった。それだけ古來の松島（竹島Ⅱ独島）は存在感が薄かったのである。その結果、古來の松島は本来の島名を失ってしまい、かわりに欧米名そのままにリアンコールトあるいはリアンクール、リヤンコ、ホーネットなどと称されるようになった。その一方で明治政府はこれらの島、鬱陵島とリアンクール島（竹島Ⅱ独島）を日本領として認識することは一九〇五年までほとんどなかった。それを物語るかのように、明治政府が国家事業として制作した地図は一八九四年に民間から「大日本管轄分地図」として発刊されたが、そこに両島は記載されなかった^(註)。これは、島嶼など水路の測量を担当した海軍がリアンクール島などを日本領でなく朝鮮領として認識していたためであろう。

海軍が同島の領有をどのように考えていたのかは、九二年以降発刊されるようになった海軍の「日本水路誌」^(註)「朝鮮水路誌」により知ることができる。堀によれば「日本水路誌」の扱う範囲は、日本の領土・領海に限定されていた。そこには九五年の下関条約による日本の新領土である台湾や澎湖島、さらには千島列島北端の占守島まで載せられているが、反面、台湾の対岸やカムチャッカ半島は全然含まれていない。また、リアンクール島にも全く触れていない。他方、海軍の「朝鮮水路誌」九四年版と九九年版には、鬱陵島と並んでリアンコールト列岩が載せられている。つまり、十九世紀末に日本海軍の水路部当局が竹島Ⅱ独島を朝鮮領と認識していたことは、疑いのないところである^(註)。

四 竹島Ⅱ独島の軍事的価値

竹島Ⅱ独島にたいする明治政府の認識は日露戦争を機に転換点を迎えることになった。その背景を知るためにひとまず当時の東アジア情勢をふり返ってみる。日本は韓国を勢力圏におさめるべくロシアと「満韓交換」交渉をしたが不調に終わり、一九〇四年二月八日、ロシアに対し戦闘行動を開始した。連合艦隊が旅順で停泊中のロシア艦隊に奇襲攻撃をかけるとともに、韓国では仁川に臨時派遣隊が上陸、漢城に入り首都を制圧した。その軍事的威圧のもとで韓国に軍事協力を強要し、二月二十七日「軍略上必要ノ地点ヲ臨機収用スル」と規定した日韓議定書の調印を強制した。日本はこの条項を拡大解釈して韓国に思うがまま軍事施設を設けるようになった。

しかし、その日韓議定書もほどなく日本により踏みじられるようになった。議定書では「大日本帝国ハ大韓帝国ノ独立及領土ノ保全ヲ確實ニ保障」とうたっていたが、日露戦争の本格化にともない、日本は韓国の独立を保証するどころか、早くも五月には韓国を半植民地化する「対韓施設網領」を閣議決定した。その方針のもと、九月には第一次日韓協約を強引に承諾させ、保護国化を着々と実行にうつしていった。

他方、戦局は六月になると日本海で一挙に緊張が高まった。ロシアのウラジオ艦隊が朝鮮海峡に出現、日本の輸送船を次々と沈めていったのである。これに対処するため、海軍は監視や通信施設の増強をはかった。九州・中国地方の沿岸各地と並行して、朝鮮東南部の竹辺湾、蔚山、巨文島、済州島等に望楼を建設し、それらを海底電信線によって連結していった。朝鮮内の望楼は約二十か所にもおよんだが、それらはすべて有無をいわせぬ軍事占領であった。そしてそれらの戦略の一環として、七月五日、鬱陵島に望楼を建設して、そこを朝鮮本土の日本海軍碇泊地である竹辺湾との間を軍用海底電信線で結ぶことが決定された。

堀によれば、鬱陵島の望楼は東南部（松島東望楼、配員六人）と西北部（松島西望楼、配員六人）の二か所で、

八月三日に建設着工、九月二日から活動を始めた。海底電信線の方は、九月八日からウラジオ艦隊に脅かされながらも敷設が進められ、同月二十五日に完成した。これによって鬱陵島の望楼は朝鮮本土を経由して、佐世保の海軍鎮守府と直接交信できるようになった。さらに、リアンクール島（竹島Ⅱ独島）にも望楼の建設が計画された。十一月二十日、軍艦対馬の予備調査で望楼の建設が可能であることが確認された。翌一九〇五年一月、後記するように明治政府はリアンクール島の領土編入を閣議で決定し「竹島」と命名した。さらに六月十三日、軍艦橋立を同島に派遣し、望楼建設の詳細な調査をおこなった。そのうえで海軍は六月二十四日、鬱陵島、リアンクール島を含めた日本海同水域の総合施設計画を立てた。その計画にしたがい、リアンクール島の望楼は七月二十五日に着工、八月十九日から活動に入った。海底電信線の方は、九月に講和が成立したため当初の計画が変更され、リアンクール島と隠岐との間ではなく松江との間に敷設されることになった。この工事は十月末に開始され、鬱陵島からリアンクール島を経て、十一月九日松江との結合が完了した。つまり、朝鮮本土（竹辺）から鬱陵島、リアンクール島、松江に到る一連の軍用通信線の体系がつくりあげられたのである。このように、日本政府にとって日本海中のリアンクール島とは軍事的な利用対象にはかならず、またそれは当時朝鮮各地でおこなった軍事的占領と密接不可分なものであった。²²

五 竹島Ⅱ独島の領土編入

日露戦争の時局柄、日本はリアンクール島（竹島Ⅱ独島）を軍事的に必要としていたが、同島を領土編入するきっかけになったのは、日露戦争中に提出された一漁師の同島「貸下願」であった。まずはこの「貸下願」が出来るに至った経緯をみることにする。

明治維新以後、対外膨張の気運に乗り多くの日本人が竹島（鬱陵島）に渡航するようになった。当時、朝鮮政

府は鬱陵島を空島にしていたが、日本人の移住は空島政策を転換させる契機になった。一八八一年、朝鮮政府は日本人の渡航禁止を日本政府に申し入れるとともに、翌年十二月「鬱陵島開拓令」を發布し開拓に乗り出した。

こうした措置に日本政府は八三年に島内の日本人を強制帰国させたが、その後も日本人の無断渡航は絶えなかつた。朝鮮政府の日本人退去要求は、八八年、九五年、九八年、九九年、一九〇〇年とたびたび出されるようになった。九八年以降、毎年のように退去要求が出されたのは、日清戦争に勝利した日本政府が一八九八年に遠洋漁業奨励法、一九〇二年に外国領海水産組合法を制定し、一貫して海外進出を奨励し、官民一体となって朝鮮の漁場へなだれ込むようになったからである。その結果、鬱陵島には日本人警官が常駐するまでになった。それにともない、鬱陵島への途中航路に当たるリアンクール島が注目されるようになった。とくに同島のアシカは日露戦争直前になると皮革や油の高値相場から注目され、アシカ猟が盛んになった。そのなかで漁師の中井養三郎は同島におけるアシカ猟の独占をはかるため、一九〇四年九月二十五日「りゃんこ島領土編入並ニ貸下願」を内務・外務・農商務の三省に提出した。「りゃんこ島」とはリアンクール島のことである。中井は「貸下願」を出した経緯を隠岐島庁へ提出した履歴書の付属書でこう記した。

「本島ノ鬱陵島ヲ付属シテ韓国ノ所領ナリト思ハルルヲ以テ、将ニ統監府ニ就テ為ス所アラントシ上京シテ種々画策中、時ノ水産局長牧朴眞ノ注意ニ由リテ必ラスシモ韓国領ニ属セザルノ疑ヲ生ジ、其調査ノ為種々奔走ノ末、時ノ水路部長肝付將軍断定ニ頼リテ本島ノ全ク無所属ナルコトヲ確カメタリ。依テ経営上必要ナル理由ヲ具陳シテ、本島ヲ本邦領土ニ編入シ且ツ貸付セラレンコトヲ内務外務農商務ノ三大臣ニ願出テ、願書ヲ内務省ニ提出シタルニ、内務当局者ハ此時局ニ際シ韓国領地ノ疑アル莫荒タル一箇不毛ノ岩礁ヲ収メテ、環視ノ諸外国ニ我国ガ韓国併呑ノ野心アルコトノ疑ヲ大ナラシムルハ、利益ノ極メテ小ナルニ反シテ事体決シテ容易ナラズトテ、如何ニ陳弁スルモ願出ハ将ニ却下セラレントシタリ。斯クテ挫折スベキニアラザルヲ

以テ、直ニ外務省ニ走り、時ノ政務局長山座円二郎氏ニ就キ大ニ論陳スル所アリタリ。氏ハ時局ナレバコソ其領土編入ヲ急要トスルナリ、望楼ヲ建築シ無線若クハ海底電信ヲ設置セバ敵艦監視上極メテ届竟ナラズヤ、特ニ外交上内務ノ如キ顧慮ヲ要スルコトナシ、須ラク速カニ願書ヲ本省ニ回附セシムベシト意氣軒昂タリ。此ノ如クニシテ、本島ハ竟ニ本邦領土ニ編入セラレタリ³⁹」

リアンクール島（竹島＝独島）をよく知る中井が同島は鬱陵島附属であり、かつ韓国領であると判断していたことは注目される。これは鬱陵島の韓国人がリアンクール島を「独島」と呼称し、韓国領と考えていたことと関連するのであろう。軍艦新高の一九〇四年九月二十五日付の日誌は「松島ニ於テ「リアンコルド」岩実見者ヨリ聴取リタル情報」と明記して「「リアンコルド」岩韓人之ヲ独島ト書シ本邦漁夫等畧シテ「リヤンコ」島と呼称セリ」と記したのである³⁹。

リアンクール島を韓国領と認識していたのは内務省も同様であった。同省は、一八七七年「竹島外一島」すなわち鬱陵島とリアンクール島を朝鮮領と考え放棄していた経緯もあり、当初「韓国領地ノ疑アル」リアンクール島の領土編入に猛反対であった。一方、内務省の反対をよそに、当面の戦争を何としても勝利させたい海軍は、かつて「日本水路誌」や「朝鮮水路誌」でリアンクール島を朝鮮領と認識していたにもかかわらず、望楼建設という作戦上の観点から同島は無所属であると判断を変更するようになった。さらに外務省にいたっては、戦時中という「時局ナレバコソ領土編入ヲ急要トスル」と帝国主義の本性をあらわにして、かつて「朝鮮国交際始末内探書」で朝鮮領と考えていたリアンクール島の領土編入を急いだのである。

結局、内務省は最後には外務省の意見に賛成し、リアンクール島の領土編入を閣議にはかった。一九〇五年一月二十八日、閣議は中井の申請を認める形で領土編入を左記のように決定し、竹島と命名した。

別紙内務大臣請議 無人島所屬ニ関スル件ヲ審査スルニ 右ハ北緯三十七度九分三十秒 東経百三十一度五十五分 隠岐島ヲ隔ル西北八十五哩ニ在ル無人島ハ 他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク 一昨三十六年 本邦人 中井養三郎ナル者ニ於テ 漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ 獵具ヲ備ヘテ海驢獵ニ着手シ 今回領土編入並に貸下ヲ請願セシ所 此際所屬及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ該島ヲ竹島ト名ケ 自今島根県所屬隠岐島司ノ所管ト為サントスト謂フニ在リ 依テ審査スルニ 明治三十六年以来中井養三郎ナル者カ該島ニ移住シ 漁業ニ従事セルコトハ 關係書類ニ依リ明ナル所ナレバ 國際法上占領ノ事實アルモノト認メ之ヲ本邦所屬トシ島根県所屬隠岐島司ノ所管ト為シ 差支無之儀ト思考ス 依テ請議ノ通 閣議決定相成可然ト認ム^註

ここで日本政府が竹島^{II}独島を領土編入した論理であるが、それは「無主地」であるリアンクール島に一九〇三年来、中井が「移住」したので、これを國際法上の占領と認めて日本の領土に編入したというものであった。しかし、この論理には無理がある。まず、竹島^{II}独島は民間人が居住できるような島ではなかったし、また中井が竹島^{II}独島に本格的に居住した事実もなかった。中井が同島を利用した実態は、四月から八月にかけてアシカ獵のたびに菰茸小屋で「毎回約十日間仮居」したにすぎないのであり「移住」や「占領」とはほど遠いものであった^註。それにも増して重要なのは、日本政府が朝鮮領であるリアンクール島を無主地と判断したことにある。かつて明治政府は、内務省や外務省、海軍、太政官など關係機關が同島を朝鮮領と考えていたが、その路線を根本的に覆すものであった。そしてその主な動機は、これまで見たように日露戦争遂行のため同島に軍事施設を設けることであつた。

閣議決定に際し、日本は關係国である朝鮮との協議はおろか、政府レベルでの公示すら一切しなかつた。これは小笠原諸島の領土編入とくらべると対照的である。小笠原諸島の場合、日本は關係国であるアメリカなどと十分な協議を重ねて相手国の同意を得て領土編入を行ったが、それに反し竹島^{II}独島の場合は政府内で秘密裏に処

理された。官報による告示もなく、わずかに政府の訓令を受けた島根県が告示で公表したにとどまった。同県は県告示四〇号で同島を竹島と命名し、隠岐島司の所管にすると公示した。

六 戦後の国際的取り決め

以上のように、一九〇五年、リアンクール島（竹島Ⅱ独島）の領土編入は「急要」の軍事目的でなされたのであるが、これが戦後になって韓国からの非難材料になった。すなわち韓国から竹島Ⅱ独島はカイロ宣言にいう「暴力及貪欲に依り日本国の略取」した地域であると非難されている。さらに、日本はカイロ宣言を遵守し、竹島Ⅱ独島の領有意図を放棄すべきだと指摘されている。カイロ宣言は、四三年、日本の領土を次のように制限した。

「右同盟国の目的は日本国より一九一四年の第一次世界戦争の開始以降に於て日本が奪取し又は占領したる太平洋に於ける一切の島嶼を剝奪すること並に満州、台湾及澎湖島の如き日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還することに在り日本国は又暴力及貪欲に依り日本国の略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし」

カイロ宣言自体は米国、英国、中国の共同宣言であり、日本を拘束するものではなかった。しかし、カイロ宣言は日本が降伏時にポツダム宣言を受諾したことにより日本を拘束するようになった。ポツダム宣言の第八項はカイロ宣言の履行をこう規定している。

「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラレルヘク又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及四国竝ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セララルヘシ⁵⁵

ポツダム宣言にいう諸小島であるが、國際的取り決めとしては一九四六年の連合國總司令部（GHQ）覚書がある。一九四六年一月、GHQ指令「若干の外郭地域の日本からの政治上および行政上の分離に関する連合國總司令部覚書（SCAPIN第六七七号）」は、竹島⁵⁶独島などを日本から分離する地域と規定した。これは最終的決定ではないとされたが、この指令以降、竹島⁵⁶独島の所屬に関する明示的な國際的取り決めは存在しない。

わけでも五二年に発効したサンフランシスコ講和（平和）条約では、草案段階において竹島⁵⁶独島の処遇が二転三転したが、結局は同島に関してなんらの言及もされなかった。当初のアメリカ案でリアンクール岩（竹島⁵⁶独島）は韓国領とされた。これに不満の日本は同島を自國領にすべく努力した結果、一旦は成功し、四九年十二月のアメリカ案で竹島⁵⁶独島は日本領とされた。しかし、アメリカ案は竹島⁵⁶独島を日本領外とするイギリス案との間で調整がはかられ、最終的に講和条約で竹島⁵⁶独島は何らの記述もされなかった⁵⁶。このように竹島⁵⁶独島を明確に日本領にしようとした日本の要求は認められなかったのであるが、日本はそれを承認して講和条約を批准した。一方、同条約の非調印國になった韓国も同島を明確に韓国領にすべくアメリカに働きかけたが、これも成功しなかった⁵⁷。このように講和条約において日本、韓国ともに竹島⁵⁶独島を自國領にする要求は通らなかったのである。この結末が領有権問題を今日に残すことになった。

韓国は「対日講和条約は日本の領土問題に関する限り、このSCAPINの条項と相容れない如何なる条項も規定していない……講和条約は全く実質的な変更をなすことなく、本問題に関する総司令部の処分を確認したものと了解できる」と解釈し、竹島⁵⁶独島を自國領と主張している⁵⁸。

一方、日本は同条約について「平和条約が竹島にふれていないのは、竹島が日本領でないからではない。平和

条約では、日本から剝奪する領土だけを書くのが当然で、書かない限り日本に残る」と解釈し、やはり同島を自国領と主張している。³⁹⁾

両国の主張であるが、講和条約に竹島＝独島が明示されなかった以上、条約から領有権に関して何らかの結論を引き出すのは無理と言わざるをえない。こうした戦後の事情は、北方領土のハボマイ諸島、シコタン島の場合とまったく同様である。これらの島も同じくSCAPIN第六七七号で日本から分離される地域と明記されたが、講和条約ではやはり何らの規定もされなかった。そのため、ハボマイ、シコタンならびに竹島＝独島は講和条約以前からのソ連や韓国による統治が継続され、今日にいたっているのは周知のとおりである。

おわりに

明治政府は、元禄時代の「竹島一件」の決着にもとづいて「竹島外一島」すなわち鬱陵島および竹島＝独島を版図外として放棄し、日露戦争に至るまで日本領とは認識しなかった。一九〇五年になって竹島＝独島を「無主地」という名目で領土編入したのである。それにもかかわらず、現在の外務省がこの事実を伏せたまま「竹島は歴史的事実に照らしても日本の固有領土」と主張しつづけているのは歴史を無視した強弁といわざるを得ない。外務省はもつと率直に歴史的事実を内外に明らかにすべきである。

さらに外務省は、かつて大日本帝国が同島を戦争という時局ゆえに他国領と知りながら日本領に編入したという帝国主義的領土獲得の厳然たる事実を重視し、カイロ宣言の精神を尊重して今日の竹島＝独島問題を再検討する必要がある。

(注)

(1) 梶村秀樹『朝鮮史と日本人』明石書店、一九九二年、三四七頁。

- (2) 川上健三「竹島の歴史地理学的研究」(復刻新装版)古今書院、一九九六年。
- (3) 外務省「外交青書」二〇〇一年、三九頁。
- (4) 半月城通信、<http://www.han.org/a/half-moon/mokuji.html#doku>。
- (5) 内藤正中「竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史」多賀出版、二〇〇〇年、七七頁。
- (6) 池内敏「竹島一件の再検討」『名古屋大学文学部研究論集』史学四十七号、二〇〇一年、八二頁。
- (7) 塚本孝「竹島関係旧鳥取藩文書および絵図」『レファレンス』一九八五年四月号、八一頁。
- (8) 梶村秀樹、前掲書、三三七頁。
- (9) 内藤正中、前掲書、一〇〇頁。
- (10) 神戸市立博物館「古地図セレクション」神戸市体育協会、二〇〇〇年、四二頁。
- (11) 徳川幕府開成所「官板実測日本地圖」発行は一八六七と推定される(影印版、日本地圖選集刊行委員会「江戸時代日本繪圖並萬國全圖集成」人文社、一九九〇年)。
- (12) 神戸市立博物館、前掲書、三〇頁。
- (13) 同右書、三三三頁。
- (14) 同右書、三三七頁。
- (15) 長久保赤水「新刻日本輿地路程全圖」一八三三年(影印版、日本地圖選集刊行委員会「江戸時代日本地圖選集第四卷、人文社、一九九〇年)。
- (16) 「日本外交文書」第三卷、一三七頁、明治三年四月十五日付。
- (17) 「公文録」内務省之部一、明治十年三月十七日条。国立公文書館所蔵(二A一〇一公二〇三三/マイクロリール二五六、一三五〇コマ)。
- (18) 塚本孝「竹島領有権問題の経緯(第二版)」『調査と情報』第二八九号、一九九六年、五頁。
- (19) 「公文録」内務省之部一、明治十年三月二十日条。国立公文書館所蔵(二A一〇一公二〇三三/マイクロリール二五六、一三四六コマ)。
- (20) 堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」『朝鮮史研究会論文集』第二四号、一九八七年、一〇四頁。
- (21) 川上健三、前掲書、一二頁。
- (22) 北澤正誠「竹島考證」(復刻版)エムティ出版、一九九六年、一九〇頁。

- (23) 同右書、二六一頁。
- (24) 同右書、二七三頁。
- (25) 清水常太郎「大日本管轄分地圖」一八九四年(影印版、日本地圖選集刊行委員會「大日本管轄分地圖」人文社、一九九〇年)。
- (26) 堀和生、前掲稿、一〇六頁。
- (27) 海野福寿「韓国併合」岩波新書、一九九五年、一三三頁。
- (28) 堀和生、前掲稿、一一四頁。
- (29) 島根県広報文書課編「竹島関係誌料」第一卷、一九五三年。
- (30) 「軍艦新高行動日誌」防衛庁戦史部所蔵。
- (31) 「公文類聚」第二十九編卷一政綱門行政区、国立公文書館所蔵(2A十一類九八一/マイクロリール一七三、一三七五コマ)。
- (32) 内藤正中、前掲書、一七五頁。
- (33) 慎鍾廈「史的解明 独島(竹島)」インター出版、一九九七年、一九三頁。
- (34) 「われらの北方領土」外務省国内広報課、二〇〇〇年、一六頁。
- (35) 同右書、一七頁。
- (36) 塚本孝「平和条約と竹島(再論)」「レファレンス」一九九四年三月号、三九頁。
- (37) 高崎宗司「検証 日韓会談」岩波新書、一九九六年、一八頁。
- (38) 田村清三郎「島根県竹島の新研究」島根県総務部、一九九六年、一四九頁。
- (39) 同右書、一二三頁。

竹島＝独島関連年表

1625(寛永2)		徳川幕府、大谷家、村川家に竹島(鬱陵島)渡海免許
1667(寛文7)		斉藤豊仙『隠州視聴合記』に松島、竹島記述
1692(元禄5)	3.26	大谷、村川家、竹島(鬱陵島)で朝鮮人と遭遇
1693(元禄6)	3.20	同両家、竹島(鬱陵島)から安龍福らを隠岐へ連行
1696(元禄9)	1.28	徳川幕府、竹島(鬱陵島)渡海禁止を発令
	6.4	安龍福、「朝鬱両島」の訴えで来日
1699(元禄12)	10.19	対馬藩主「竹島之一件無残相済」と幕府に報告
1787(天明7)		フランス、鬱陵島を確認、ダジュレー島と命名
1789(寛政1)		イギリス、鬱陵島を誤認、アルゴノート島と命名
1849(嘉永2)		フランス、竹島＝独島を確認、リアンクール岩と命名
1854(安政1)		ロシアのバルラダ号、アルゴノート島の非存在を確認
1870(明治3)		外務省報告書「朝鮮国交際始末内探書」
1876(明治9)	7.	武藤平學「松島開拓之儀」提出
	7.13	「児玉貞易建白」(松島開拓願)提出
	10.16	島根県「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」提出
1877(明治10)	1.27	戸田敬義「竹島渡海之願」提出
	3.17	内務省「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」提出
	3.29	太政官指令「日本海内竹島外一島ヲ版図外ト定ム」
1878(明治11)	8.15	下村翰八郎「松島開拓願」提出
1880(明治13)	7.	軍艦・天城を廻航「松島」(鬱陵島)の所在調査
1881(明治14)	6.	朝鮮政府、日本に鬱陵島渡航禁止を要求
	11.29	内務省が外務省に鬱陵島照会、「竹島外一島」資料添付
1882(明治15)	5.	朝鮮政府、検察使・李奎遠を鬱陵島に派遣、調査
	12.	朝鮮政府、鬱陵島開拓令
1883(明治16)	3.	内務省、司法省「鬱陵島渡航禁止」内達
	9.	鬱陵島の日本人、強制帰国
1894(明治27)	7.25	日清戦争開始、豊島沖海戦
1897(明治30)	10.	朝鮮の国号を「大韓帝国」に変更
1898(明治31)		遠洋漁業奨励法
1900(明治33)	10.25	大韓帝国勅令41号「鬱陵島、竹島、石島」を郡に昇格
1902(明治35)		外国領海水産組合法
	3.	鬱陵島に日本人警官常駐

日本の竹島＝独島放棄と領土編入

1903(明治36)		中井養三郎、リヤンコ島にてアシカ猟開始	
1904(明治37)	2. 8	日露戦争開始、旅順港を奇襲攻撃	
	2.27	日韓議定書を官報公表	
	6.	ロシアのウラジオ艦隊が朝鮮海峡に出現	
	9. 2	鬱陵島の軍用望楼完成	
	9. 5	第一次日韓協約を官報公表	
	9.25	軍艦・新高日誌に「独島」記述	
	9.29	中井養三郎「りゃんこ島領土編入並ニ貸下願」提出	
	11.20	軍艦対馬、リヤンコ島の電信所設置予備調査	
	1905(明治38)	1.28	リヤンコ島の領土編入を閣議決定し「竹島」と命名
		2.22	島根県告示第40号、「竹島」を所管
6.13		軍艦橋立を竹島＝独島に派遣、望楼工事調査	
8.19		竹島＝独島の望楼完成	
11.23		第二次日韓協約（乙巳保護条約）を官報公表	
1906(明治39)	3.28	島根県「竹島調査団」鬱陵島に寄港	
1907(明治40)	7.25	第三次日韓協約を官報公表	
1910(明治43)	8.29	韓国併合に関する条約を官報公表	
1943(昭和18)	11.27	カイロ宣言署名	
1945(昭和20)	7.26	ポツダム宣言署名	
	9. 2	日本降伏調印	
1946(昭和21)	1.29	連合軍総司令部（GHQ）覚書 SCAPIN第677号	
	6.22	同 SCAPIN第1033号、マッカーサーライン設定	
1952(昭和27)	1.18	韓国「海洋主権宣言」、平和線（李ライン）設定	
	4.25	SCAPIN 第1033号廃止	
	4.28	サンフランシスコ条約発効、竹島＝独島にふれず	
	7.26	日米合同委員会、竹島＝独島を米軍の演習区域に指定	
1953(昭和28)	3.19	同、竹島＝独島を演習区域から除外	
	7.12	竹島＝独島で銃撃事件	
1954(昭和29)	8.10	韓国、竹島＝独島の灯台運用開始	
	9.12	日本、国際司法裁判所へ付託を韓国に提議	
	10.28	韓国、日本の提案を拒否	
1965(昭和40)	12.18	日韓条約発効、竹島＝独島にふれず	
1995(平成7)	12.	韓国、竹島＝独島に埠頭建設開始	

姜徳相先生古希・退職記念論文集刊行委員会

〈編集〉木村健二、幸野保典、長田彰文

〈連絡所〉〒332-0022 埼玉県川口市仲町10-31

特定非営利活動法人 文化センター・アリラン内

姜徳相先生古希・退職記念
日朝関係史論集

定価：本体価格 12,000円＋税

2003年5月20日 第1刷発行

著 者 © 姜徳相先生古希・退職
記念論文集刊行委員会

発 行 者 高 二 三

発 行 所 有限会社 新 幹 社

〒112-0001 東京都文京区白山2-27-8

電話03(5689)4070 振替00170-3-26306

本文制作・ゆうプロジェクト 装本印刷・富士見印刷 発丁・貝原 浩
製本・協栄製本

落丁本・乱丁本はお取り替えます。

Printed in Japan

姜徳相先生古希・退職記念

日朝関係史論集

新幹社

姜徳相先生古希・退職記念論文集刊行委員会

(別刷)

日本の竹島＝独島放棄と領土編入

朴 炳涉